

○ 税理士による所得税(復興特別所得税)及び個人消費税の無料申告相談のご案内

期 間	会 場	所 在 地	時 間
1月30日(金)～2月6日(金) (土、日を除きます。)	豊島区役所 本庁舎1階 としまセンタースクエア	豊島区南池袋2-45-1	9:30～11:30 (注:相談は10時から) 13:00～15:30

«対象となる方»

- 1 事業所得、不動産所得または雑所得を有する方のうち、令和6年分の所得金額(専従者控除前または青色専従者給与及び青色申告特別控除前)が300万円以下の方
- 2 紙と所得または年金所得、若しくはその両方がある方

«対象とならない方»

- 1 相談内容が複雑な方(住宅借入金等特別控除を新規で受けられる方、配当所得のある方並びに土地・建物及び株式などの譲渡所得がある方など)
- 2 贈与税・相続税に関する相談のある方

«オンラインによる事前申込をお願いします!»

- 令和7年分の税理士による無料申告相談は、混雑回避のため、オンラインによる事前申込を受け付けます。
- オンラインによる事前申込みは、令和8年1月9日(金)から可能となります。詳細につきましては、下段のURLをクリックしてください。
- 税務署・会場等で電話での受付は行っておりませんので、ご注意ください。
- 一部、当日入場整理券の配付を行いますが、無くなり次第終了となりますので、事前申込をご利用ください。

«留意事項»

- ご来場の際は、前年の申告書等の控えや源泉徴収票など、申告相談に必要な書類、スマートフォン及びマイナンバーカード(※)等をご持参ください。  
※ マイナンバーカード発行時に設定した次のパスワードも必要です。  
・ 利用者証明用電子証明書(数字4桁)  
・ 署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)
- マイナンバーカードをお持ちでない場合は、次の書類をご持参ください。  
・ 運転免許証等の身元確認書類  
・ 通知カード等のマイナンバーが分かる書類
- 「医療費控除」を受けられる方は、あらかじめ「医療費控除の明細書」を作成の上、ご来場ください。
- 個人消費税の申告相談を希望される方は、消費税率ごとに区分した帳簿等をご持参ください。
- お昼休みの時間帯は、税理士が交代で対応しており、お待たせする場合がありますので、ご了承ください。
- 申告書等の提出のみの場合は、豊島税務署に直接お持ちいただくか、郵送でご提出ください。  
【宛先】 〒171-8521 豊島区西池袋3-33-22 豊島税務署

《オンラインによる事前申込は、以下のURLをクリックしてください》

[https://coubic.com/toshimazei/booking\\_pages#pageContent](https://coubic.com/toshimazei/booking_pages#pageContent)